

平成28年第1回上里町議会定例会会議録第6号

平成28年3月18日（金曜日）

本日の会議に付した事件

日程第36（議員提出議案第4号）上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第37 請願・陳情について

日程第38（町長提出議案第28号）平成27年度上里町一般会計補正予算（第8号）について

出席議員（14人）

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 岸智敏君
総合政策課長 片岡浩一君	町民福祉課長 板垣延雄君
産業振興課長 南雲定夫君	

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係 長 戸矢信男

◎開 議

午前9時45分開議

○議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第28号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第38 町長提出議案第28号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第38、町長提出議案第28号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第28号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,406万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,407万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

初めに、歳入ですが、2ページをお願いいたします。

款14国庫支出金は、525万1,000円の増額補正で、交付金の確定によるものとなっています。

款20諸収入は、4,881万4,000円の増額補正で、平成26年2月に発生した雪害により被災した農業用ハウスの再建を行う目的で補助申請をしたものから、補助申請の内容に誤りがあったとして、補助金を返還する旨の申し出があったことに伴う歳入となっています。

歳入合計では、現予算に対し5,406万5,000円を追加し、90億5,407万4,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、下の欄をご覧ください。

款1総務費は、1,620万3,000円の増額補正で、項1総務管理費は、経営体育成支援事業費補助金として支出した際に、町負担分として充当いたしました財政調整基金を繰り戻すため、財政調整基金積立金を増額するものでございます。

款3戸籍住民基本台帳費は、通知カード、個人番号カードに関する事務のうち、通知カード、個人番号カードの作成・発行業務を行っている地方公共団体情報システム機構への交付金の増額となっています。

款5農林水産業費は、3,786万2,000円の増額補正で、項1農業費は、農業災害対策事業の償還金利息及び割引料で、歳入の諸収入で御説明いたしました趣旨により、国及び県に対する経営体育成支援事業費補助金返還金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し5,406万5,000円を追加し、90億5,407万4,000円とするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、当初、国が平成27年度分として予定していた通知カード、個人番号カードの発行業務が完了しないため、戸籍住民基本台帳事業を繰り越すものでございます。限度額につきましては、既に予算化されている通知カード・個人番号カード交付事業交付金のうち210万2,000円と、今回の補正予算額を合わせた735万3,000円を平成28年度に繰り越しを行うものとなっています。

以上で一般会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番猪岡壽議員。

〔4番 猪岡 壽君発言〕

○4番（猪岡 壽君） 4番、猪岡でございます。

補正予算の中で、経営体育成支援事業費補助金返還金の件についてお聞きしたいんですが、この件につきましては、大体かかった費用の9割を補助するということであると思うんですが、普通、一般の企業で、銀行からお金を借りたり、あと国の補助を受ける場合、その審査、要するに申請書ですね。それに対しては、非常に厳しい申請書を出す必要があります。例えば見積書をちゃんと出すとか、あとは、収入がどこから、どういう会社から入ってくるだとか、あとは、支出をどういう形で、どこへどのような金額で支出するのかとか、非常に厳しい審査があると思いますが、その点につきまして、今回の件については、どのような審査であったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 南雲定夫君発言〕

○産業振興課長（南雲定夫君） 猪岡議員の御質問に対して御説明させていただきます。

補助金の交付申請についての受け付けなんですけれども、必要書類については見積書がありまして、3社をとっていただくということでもらっております。それと、見積もりについては、同等程度の見積もりと実際建てる施設の見積もり、いずれも3社ということで提出していただいております。

そういった中で、資金のほうの9割補助ということで、自己資金については1割ということなんですけれども、融資についても受けられるということで、農協さんのほうの融資もありまして、この事業に対しまして審査については十分やっておりました。

一応、今回の話は、書類の審査の中での実績の中での話、その審査の中で出てきたというものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前9時55分休憩

午前10時13分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第36 議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（伊藤 裕君） 日程第36、議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

12番、高橋仁議員。

〔12番 高橋 仁君発言〕

○12番（高橋 仁君） 12番、高橋仁です。

御提案申し上げました議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

初めに、提案理由ですが、上里町課設置条例の一部を改正する条例が平成27年12月定例会において提案され、全会一致で可決されました。したがって、本来ならば、関連条例整備で同時改正するところですが、今回の提案となったわけでございます。

改正の部分については、議会委員会条例第2条関係であります。第2条は、常任委員会の名称、委員定数及びその所管関係であり、改正の内容は、同条第1号で規定されている総務経済常任委員会の所管に関する部分の改正でございます。総務経済常任委員会の所管に「くらし安全課」を加え、「まち整備環境課」を「まち整備課」に改めるものであります。

次に、附則の関係ですが、上里町課設置条例の一部を改正する条例と同じ平成28年4月1日からの施行となります。

なお、参考に条例の新旧対照表を添付しておきました。

以上で議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明といたします。慎重審議の上、御議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第37 請願・陳情について

○議長（伊藤 裕君） 日程第37、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託しております陳情第2号 安全保障関連法の廃止についての陳情についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、沓澤幸子議員。

〔総務経済常任委員長 沓澤幸子君発言〕

○総務経済常任委員長（沓澤幸子君） おはようございます。

総務経済常任委員長の沓澤幸子です。

それでは、当委員会に付託されました陳情第2号 安全保障関連法の廃止についての陳情の審査結果について報告させていただきます。

陳情審査は、3月16日午前9時15分より、委員全員出席のもと開催いたしました。審査は、陳情書を改めて読み合わせた後に、自由に意見を出し合う形で行いました。

初めは、自衛隊が今後行うとされている後方支援が一番危険な任務ではないのか。自衛隊が武器を使用した場合、日本もISの標的になるのではないかなどの議論もありましたが、多くの委員が、冷戦の崩壊によって世界のバランスが崩れたこと、北朝鮮の核開発や中国の領土拡張など近隣の脅威があることから、軍備増強は必要であり、アメリカの基地があるから日本が

守られているとの意見が多数を占めました。

その結果、陳情2号 安全保障関連法の廃止についての陳情は不採択と決定しました。

以上で総務経済常任委員会の審査経過報告とさせていただきます。

○議長（伊藤 裕君） 以上で総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

総務経済常任委員会の審査結果報告に反対し、安全保障関連法の廃止についての陳情に賛成の立場から討論を行います。

集団的自衛権の行使容認を柱とした安全保障関連法は、日本が直接攻撃されていなくても武力の行使を可能とするもので、安全保障と言いながら、これまで政府が厳守してきた専守防衛の立場を大きく越脱し、集団的自衛権を発動して米国の戦争に参戦し、日本を戦争に巻き込む可能性を高めるものです。

法案に盛り込まれた戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、米軍が世界のどこであれ戦争を起こしたときに、自衛隊が戦闘地域と区別がつかないところで、弾薬の補給、武器の輸送、航空機への給油などの軍事支援に突き進むこととなります。こうした紛争地では、補給部隊に対する攻撃も十分起こり得ることであり、自衛隊が他国民を殺し殺される事態が起こることとなります。

与党が法整備の理由に挙げている中国、北朝鮮、韓国の脅威については、慎重に見ていく必要があります。安全保障関連法が逆に隣国諸国の緊張を高め、軍拡を誘発することにもなります。武力拡大の競い合いではなく、国際ルールや法の支配によって紛争を解決する姿勢を示すことが、平和憲法を持った日本がやるべきことだと考えます。

今、国民の間では、自発的な呼び掛けに応えたデモや抗議行動が全国各地で取り組まれ、法案が強行採決された9月12日以降も、廃止を求める声がどの世論調査でも多数を占めています。

また、陳情でも述べられているとおり、衆議院憲法審査会における3名の参考人を初めとする圧倒的多数の憲法学者、内閣法務局長官経験者、最高裁長官経験者が違憲と指摘しているところではあります。

安全保障関連法は、戦後70年間維持してきた平和国家としての日本のあり方を根本から変えてしまうものであり、憲法の前文及び9条に違反し、立憲主義の基本理念を否定し、国民主権の原理に背くものです。一内閣の解釈変更と数の力で拙速に強行成立したことは、立憲民主主義国家では許されないことです。

よって、速やかに廃止すべきと考えますので、陳情第2号 安全保障関連法の廃止についての陳情に賛成し、総務経済常任委員会の審査結果である不採択には反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより陳情第2号 安全保障関連法の廃止についての陳情についての件を起立により採決いたします。

陳情第2号の総務経済常任委員会の審査結果は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（伊藤 裕君） 次に、議会運営委員長より、時期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長（伊藤 裕君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時25分